

松江市樹木粉碎機等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による森林の整備及び保全を推進するため、松江市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年松江市条例第71号）第7条に基づき、市が所有する樹木粉碎機、充電式ブロワ及びNFブリッジ（以下「粉碎機等」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 粉碎機等の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在地を置く自治会、町内会、PTA等の団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(貸出申請)

第3条 粉碎機等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市樹木粉碎機等貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、松江市粉碎機等貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 粉碎機等の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め、連続した14日以内とする。

2 粉碎機等の貸出日及び返却日は、松江市の休日を定める条例（平成17年松江市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日とする。

(貸出料)

第6条 粉碎機等の貸出料は、別表のとおりとする。

2 粉碎機等の貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の貸出料を市の発行する納入通知書により、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(粉碎機等の返却)

第7条 使用者は、粉碎機等を返却しようとするときは、清掃及び点検を行った上で、松江市樹木粉碎機等使用実績報告書（様式第3号）を市長に提出し、市職員の検査を受けなければならない。

(貸出しの決定の取消等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、粉砕機等の貸出しの決定を取り消し、又は粉砕機等の返却を命ずることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により粉砕機等の貸出しの決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、粉砕機等の貸出しを行うことが不適當であると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、粉砕機等を毀損し、又は亡失させたときは、速やかに市長に報告の上、その指示に従い、使用者の負担においてこれを修理し、又は補填しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、自己若しくは第三者に損害を生じさせたときは、使用者の責任においてこれを補償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第 6 条関係）

名称	所有台数	貸出料 (3 種類 1 セット・1 日当たり)
樹木粉碎機	2 台	1,500 円
充電式ブロワ	2 台	
NF ブリッジ	2 台	

様式第 1 号（第 3 条関係）

松江市樹木粉碎機等貸出申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
申請者 ふ り が な
氏名又は団体名
及び代表者氏名

樹木粉碎機等の貸出しを受けたいので、松江市樹木粉碎機等貸出要綱第 3 条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

使 用 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）まで	
使 用 場 所	松江市	
使 用 責 任 者	住所	
	氏名	電話
使 用 機 械	樹木粉碎機・充電式ブロワ・NF ブリッジ	
作 業 内 容	竹林伐採 ・ 樹木伐採 作業従事者数 _____ 人	
引渡及び返却 希 望 場 所	美保関支所 ・ 本庁	

※ 位置図を添付すること。

様式第 2 号（第 4 条関係）

松江市樹木粉碎機等貸出決定通知書

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった樹木粉碎機等の貸出しについては、下記のとおり決定したので、松江市樹木粉碎機等貸出要綱第 4 条の規定により通知します。

記

貸出期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
貸出機械	樹木粉碎機・充電式ブロワ・NF ブリッジ
引渡及び返却場所	美保関支所 ・ 本庁
使用場所	松江市
貸 出 料	円
	【内訳】 日 × 1 日当たり 1,500 円
備 考	※ 裏面に掲げる事項を遵守すること。

使用に当たっての遵守事項

- 1 松江市樹木粉碎機等貸出要綱その他の法令に違反することのないように使用すること。
- 2 営利目的の使用をしないこと。
- 3 粉碎機等をその目的以外に使用し、又は他人に転貸しないこと。
- 4 使用者において傷害保険に加入するよう努めること。
- 5 粉碎機等の運搬や作業は、必ず複数人で行うこと。
- 6 粉碎機等の操作方法を守り、慎重かつ丁寧に取り扱うこと。
- 7 粉碎機等を使用する際は、作業前の点検及び作業後の点検・清掃を行うこと。
- 8 粉碎機等を平坦な場所で使用し、常に安全に配慮すること。
- 9 粉碎機等の作動音、粉碎物等による近隣住民や周辺環境への影響に配慮すること。
- 10 樹木に付着している土石等を除去してから粉碎すること。
- 11 樹木は、規定の直径以下のものを1本ずつ粉碎すること。
- 12 粉碎機等を車で運搬する際には、ロープで固定し、転倒、転落等が起こらないようにすること。
- 13 粉碎機等の運搬及び稼働に要する一切の費用は、使用者が負担すること。
- 14 粉碎機等の貸出時には、車へ積み込むための最低限の燃料が入っており、返却時には同程度の状態にしておくこと。

様式第 3 号（第 7 条関係）

松江市樹木粉碎機等使用実績報告書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
使用者 ふ り が な
氏名又は団体名
及び代表者氏名

松江市樹木粉碎機等貸出要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 用 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）まで (延べ使用時間 時間)			
作 業 実 施 場 所	松江市			
点 検 項 目	点検箇所		点検内容	確認欄
	樹 木 粉 砕 機	動力部	正常に作動するか	良 ・ 否
		粉碎部	正常に作動するか	良 ・ 否
		排出部	変形や詰りはないか	良 ・ 否
		走行部	正常に作動するか	良 ・ 否
		本体部分	傷や変形の有無	無 ・ 有
	充電式ブロワ		正常に作動するか	良 ・ 否
	NF ブリッジ		変形の有無	無 ・ 有
	清掃		汚れが残っていないか	良 ・ 否
そ の 他	※お気づきのことがあれば記入願います。			

※ 作業前、作業中、作業後の写真を添付すること。